



青森県

## 選ばれる青森への挑戦資金

### 募集期間

2020年6月22日から2021年3月31日まで

### 目的

青森県特別保証融資制度は、県が貸付原資の一部を金融機関に預託することにより、通常よりも低い金利での利用を可能とする融資制度です。県では、中小企業の皆様が金融機関から円滑に事業資金を調達できるよう、企業の活動段階や経営状況に応じた制度を実施しています。

### 支援内容

県が推進する前向きな取組み（※）を行う方を対象に、優遇金利で支援する制度  
 （※創業、県の推進する戦略、国や県等の補助を受けた事業、新分野進出、新商品開発など）

### 支援規模

#### ▼融資限度額

- (1)～(6) 各1億円
- (7) 2億円
- (8) 2.8億円
- (9)～(15) 各1億円

#### ▼融資利率

- 0.9%
- ※(1)について、若者、女性、シニア、UIJターンの創業0.7%
- ※(1)について、各市町村が設置する創業相談窓口の利用が確認できる者
- 0.8%
- ※(1)～(8)について、雇用条件も満たす場合0.7%又は0.5%
- ※(1)～(14)について、三者連携協定に基づく融資を受けるもの0.8%
- (15)：上限0.9%

### 対象者の詳細

#### ▼対象者

・県内に事業所を有する中小企業者（中小企業者として創業する者を含む。）で、次のいずれかに該当する事業を行うもの

- (1)県内で創業する(創業後5年未満を含む。)事業
- (2)県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に属する事業
- (3)空き店舗活用による地域商店街活性化への取組（空き店舗活用チャレンジ融資）
- (4)法令等に基づく認定又は国や県等による補助等採択事業
- (5)新分野進出を図る取組
- (6)新商品、新役務又は新技術等の開発及び事業化を行うための取組
- (7)再生可能エネルギー発電設備の導入に係る事業（エネルギー対策保証によるもの）
- (8)再生可能エネルギー発電設備の導入に係る事業（エネルギー対策保証以外の保証によるもの）
- (9)常時使用する従業員2人（新規学卒者の雇用など一定の要件に該当する場合1人）以上の雇用創出を伴う事業
- (10)生産性向上を図る事業
- (11)働き方改革を推進する取組
- (12)AI・IoT等を活用し経営革新等を図る取組
- (13)SDGs（持続可能な開発目標）の達成に資する取組
- (14)事業承継枠
  - ①事業資産の譲渡等による承継
  - ②事業承継計画作成・計画実行
  - ③事業承継特別保証を利用したもの
  - ④事業承継特別保証を利用し、かつ、経営者保証コーディネーターによる確認を受けたもの
- (15)金融機関提案枠

- ※(7)(8)については再生可能エネルギー発電設備導入関連
- ※(9)については雇用創出関連

## 対象地域



## お問い合わせ

青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368

県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi.html>

○青森県信用保証協会 電話017-723-1354

### 担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会  
担当：橋本  
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客様情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金